令和元年6月24日 資料No.1-3区 民 文 教 常 任 委 員 会

税務課

住宅借入金等特別税額控除資料

住宅ローン控除における区民税の税額控除額適用年度

	 住宅の取得	区民税の控除適用年度					
	住七00取付	現行10年間	改正後				
令和	令和元年9月30日まで	令和11年度まで	延長なし	令和11年度まで			
元年中	令和元年10月1日以降	ア和い十及まり	3年延長	令和14年度まで			
	令和2年中	令和12年度まで	3年延長	令和15年度まで			
	令和3年中	令和13年度まで	延長なし	令和13年度まで			

[※] 区民税の住宅借入金等特別税額控除の対象は令和3年までに住宅を取得した場合に適用される。

住宅ローン控除における税額控除額 (所得税及び都民税・特別区民税の合計: 所得税から控除し、引ききれない場合に都民税・特別区民税から控除する。)

単位(千円)

															+12/111/	
建物価格		現行制度(借入金残高の1% 40万円限度)										改正後延長分(建物価格 の2/3%若しくは借入金残 高の1% 40万円限度)			建物価格×2% 改正前控除総額 改正後控除総額	備考
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	改正後一改正前	
20,000	借入金残高	50,000	48,000	46,000	44,000	42,000	40,000	38,000	36,000	34,000	32,000	30,000	28,000	26,000	400	消費税増税分を カバーできる。
	改正前控除額	400	400	400	400	400	400	380	360	340	320	0	0	0		
	改正後控除額	400	400	400	400	400	400	380	360	340	320	133	133	133	4,200	
	改正後一改正前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	133	133	133	400	
20,000	借入金残高	20,000	19,000	18,000	17,000	16,000	15,000	14,000	13,000	12,000	11,000	10,000	9,000	8,000	400	借入金残高が少ないため、消費税増税分をカバーしきれない。
	改正前控除額	200	190	180	170	160	150	140	130	120	110	0	0	0		
	改正後控除額	200	190	180	170	160	150	140	130	120	110	100	90	80	1,820	
	改正後一改正前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	90	80	270	

[※]借入金残高には建物のみでなく、当該取得等をした建物の敷地の用に供される土地等の取得に係る住宅借入金も含む。

11年目を例に控除額計算の詳細を説明

上の例では、借入金残高30,000千円×1%=300千円、建物価格20,000千円×2%÷3=133千円となるので、少ない方の133千円が税額控除される。

下の例では、借入金残高10,000千円×1%=100千円、建物価格20,000千円×2%÷3=133千円となるので、少ない方の100千円が税額控除される。

[※]延長された3年間の控除は、借入金残高の1%(現行制度同様)、若しくは建物価格の2%÷3のいずれか少ない方である。

[※]個人の合計所得金額によっては税額控除を最大で取りきれない場合がある。